

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年2月18日（平成28年（行情）諮問第159号）

答申日：平成28年5月19日（平成28年度（行情）答申第63号）

事件名：「命題研究『衛生に係る教育訓練管理に関する研究』の研究成果について（報告）」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『研究本部及び各学校の平成22年度研究成果』（平成22年度研究本部史）（2012.9.14－本本B585）10頁）に該当するもの全て。（研究本部平成22年通知受け分①）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「命題研究『衛生に係る教育訓練管理に関する研究』の研究成果について（報告）（研定第3号）（衛学研第21号。22.8.30）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年12月15日付け防官文第19794号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

（1）他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（2）履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

（3）特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情

報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「陸自教範『通信科運用』研究成果について(報告)(終了報告)」他を特定し、平成25年12月25日付け防官文第17143号により第1回目の開示決定処分を行った後、第2回目の開示決定として本件対象文書を特定し、その一部が法5条3号の不開示情報に該当することから、平成27年12月15日付け防官文第19794号により当該部分を不開示とする原処分を行った。

#### 2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は別表のとおりである。

#### 3 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上自衛隊衛生学校(以下「衛生学校」という。)がいわゆる文書作成ソフト及びプレゼンテーションソフトにより作成したデータをPDFファイル化したものであり、当該データはPDFファイルを作成した後に廃棄している。

#### 4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文

書の作成手順は上記3のとおりであり、そのため保有している電磁的記録はPDFファイル形式のみであって、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』と処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てがあった時点においては、開示請求人から開示の実施の申し出がなされていないことから開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、上記の異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月3日 審議
- ④ 同年4月15日 委員の交代に伴う所要の手続の実施並び

## に本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年5月17日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、衛生に係る教育訓練管理についての研究（以下「本件研究」という。）の成果に係る報告文書であり、衛生に係る教育訓練管理を検討し、一般課程教育基準の見直しに資することを目的として、衛生学校において作成された文書である。

異議申立人は、原処分取消し及び本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

#### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、衛生学校が原稿である電磁的記録をPDF形式に加工した後、陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）に送付した電磁的記録である。

イ 衛生学校では、上記アのPDF形式の電磁的記録を作成した後、原稿である電磁的記録については必要がないため廃棄しており、防衛省において、PDF形式以外の電磁的記録は保有していない。

ウ 原処分に当たり、研究本部において、書棚、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書以外の電磁的記録は確認できなかった。

エ 本件異議申立てを受け、研究本部において、再度、上記ウと同様の探索を行ったが、本件対象文書以外の電磁的記録の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書の外に電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点はなく、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

#### 3 不開示情報該当性について

別表に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の衛生に係る研修、教育に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の衛生科部隊の能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を

生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表

不開示とした部分	不開示とした理由
別冊第1の10頁3(1)アの一部	陸上自衛隊の衛生に係る研修，教育の期間に関する情報であり，これを公にすることにより，陸上自衛隊の衛生科部隊の能力及び練度が推察され，陸上自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
別紙第4-2-1，別紙第4-2-2，別紙第6-1及び別紙第6-2のそれぞれ表内の一部	